

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

令和四年埼玉県告示第千二百二十五号で公示した公共測量は、令和五年三月十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕